東京都後発医薬品安心使用促進に向けた具体的方策（ロードマップ）の改定について

参考資料１

○　後発医薬品の品質問題に端を発する供給不安の解消や適正使用の推進等に向けて、国は令和６年９月30日に後発医薬品の使用に係るロードマップを、名称も含めて改訂した。

○　これを受けて、都における後発医薬品の安心使用を促進していくための取り組みを整理し、「東京都後発医薬品安心使用促進に向けた具体的方策（ロードマップ）」を改定する。

【国】「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」改訂概要

新目標の設定（達成時期：令和11年度末まで）

○　後発医薬品を用いた医療を**持続可能な形**で進めていくことに資するものとするとともに、医療費適正化を不断に進めていく観点やバイオ後続品使用促進の政府目標等を踏まえ、主目標と２つの副次目標を設定

主目標	：医薬品の安定供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上	【終期延長し継続】
副次目標①	：バイオシミラー（バイオ後続品）が80%以上を占める成分数が全体の成分数の60%以上	【新規】
副次目標②	：後発医薬品の金額シェアを65%以上	【新規】

新目標達成に向けた取組

○　**後発医薬品を中心とした医薬品の供給不安に係る課題への対応を基本**としつつ、後発医薬品を適切に使用していくための取組も整理（バイオ後続品の使用促進の取扱方針は、特性や開発状況等が大きく異なるため、ロードマップの別添として整理）

【都】ロードマップ改定の考え方

☑数値目標・達成年度については、政府目標や【国】改訂ロードマップの主旨を踏まえ設定する。

☑新目標達成に向けた取組は、基本的に現ロードマップのものを継続しつつ、現下の後発医薬品・バイオ後続品の使用促進に係る課題に対応するうえでの都道府県の役割を踏まえたものとする。

☑全体的に構成を見直すとともに、後発医薬品使用促進に係るこれまでの経過や取組も記載する。